

## オリエンタル白石 安全・環境協議会 法定外補償保険運用細則

### (目的)

第1条 この細則は、オリエンタル白石安全・環境協議会(以下、「本会」という)会則第19条に基づき、法定外補償保険の運用上必要な事項について定めることを目的とする。

### (法定外補償保険)

第2条 本会は、労働災害発生時における相互扶助のため、損害保険会社の労働災害総合保険に加入する。その保険料は、会費および会社負担金をもって充てる。

### (会社負担金)

第3条 会社は保険料の1/2を負担し、本会は会社負担金を年2回(5月, 11月)に分けて受け取る。

### (示談と保険金)

第4条 政府労災保険の給付金以外に上積みの補償の必要を生じたとき、または当該労災に関する係争を生じた時は、被災者の雇用者である会員が雇用者責任に則り、主体となって解決にあたり、関係各社の法定外補償保険金の範囲内で妥結するべく努力し、遅滞なく示談しなければならない。

### (示談交渉)

第5条 示談交渉に当たっては当該支店も関与し、交渉の経過について適宜全国協議会事務局に報告しなければならない。

### (負担割合)

第6条 示談交渉と同時に、示談書に加わる関係各社でその負担割合を協議し、その内容を記した覚書を作成し、控えを全国協議会事務局に提出する。

### (保険金の請求)

第7条 本会にて加入する労働災害総合保険の保険金請求は、障害等級11級以上に認められた被災者または被災者遺族とその所属会員・関係各社との示談が成立した後、会員が支店協議会を経て全国協議会事務局に必要な書類を提出し、請求するものとする。

### (保険金)

第8条 本会にて加入する労働災害総合保険の保険金額は、「別表 - 1」のとおりとする。

(保険金の受領時の措置)

第9条 会員は、被災者または遺族への示談金支払いにあたり、領収書を受け取り、その控えを支店協議会経由で、全国協議会会長に提出する。

(譲渡の禁止)

第10条 会員は本会より受ける保険金に関する権利を、他の第三者に譲渡することは出来ない。

別表 - 1 保険金額

障害等級	保険金額(万円)
死亡	3,100
1級	3,100
2級	3,000
3級	3,000
4級	2,000
5級	1,700
6級	1,400
7級	1,200
8級	700
9級	600
10級	400
11級	300

付 則 この細則は、平成19年10月1日から施行する。